

三鷹市の総合事業は、「自立支援」への取り組みを推進していきます

三鷹市の考える「自立支援」とは、高齢者が住み慣れた場所で、ご本人が「したい」「できるようになりたい」と思う具体的なことを実現し、主体的に生活できるよう支援することです。

「訪問型サービス」、「通所型サービス」などの公的なサービスと、地域のつながりや支え合いの双方から自立支援を推進し、「高齢者が地域で安心して自分らしく暮らすことが出来るまち三鷹」を目指します。

ポイント1



緩和した基準のサービスから検討してみましょう

総合事業では、「できないこと」と「できること」を明らかにし、サービスの利用にあたっては目標を持ち、できることを増やしていけるように支援していきます。そのため、目標が達成できたら利用しているサービスを見直していくことも大切になります。

また、三鷹市では、今後ますます進展する高齢社会を見据え、多様な人財による支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。総合事業の利用にあたっては、まずは、市が養成した「みたかふれあい支援員」によるサービスや、設置基準を緩和した通所サービスなどの「緩和した基準のサービス」の利用を検討してみてください。

ポイント2



地域の中でお互いを支え合えるような仕組みを作っています

●生活支援コーディネーターが活動しています！●

生活支援サービス（ボランティアなどによる買い物や、ゴミ出し支援等）や、介護予防サービス（運動や交流を目的とした通いの場等）が、高齢者の身近なところでニーズに合ったものとして提供されるよう、各地域の特徴を生かしたサービスの開発や、担い手の発掘・養成等の活動を行う「生活支援コーディネーター」を三鷹市社会福祉協議会と市内7地区の地域包括支援センターに配置しています。

「地域の生活支援サービスをもっと作ってほしい」「近所の人で集まれる居場所作りのノウハウを教えてほしい」「近所にある介護予防教室を知りたい」・・・等、生活支援コーディネーターにお気軽にご相談ください！

詳しくは14ページの地域包括支援センターへ。

●みたかふれあい支援員が地域で活躍しています！●

みたかふれあい支援員は、三鷹市が行う養成研修を受講し市の認定を受けた方が、高齢者の訪問型サービス（掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援）に従事し、介護サービスの担い手として活躍できる制度です。

みたかふれあい支援員として活躍したい方

市では定期的にみたかふれあい支援員の養成を行っています。養成講座は「広報みたか」や三鷹市ホームページでお知らせし、開催しています。

今後、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、みたかふれあい支援員の確保が急務となっています。「高齢者の役に立つことをやってみたい」「ヘルパーの資格は持っていないけれど家事援助をしてみたい」・・・等、お考えの方は、ぜひ「みたかふれあい支援員」として地域で活躍しませんか。詳しくは8ページをご覧ください。

みたかふれあい支援員のサービスを受けたい方

みたかふれあい支援員によるサービスは、訪問型サービスの「緩和した基準のサービス」に該当します。

利用時間が30分から60分未満のため、短時間での利用が可能であり、少ない費用負担でサービスを受けることができます。

◆総合事業のサービスの種類

●訪問型サービス

ヘルパーなどが訪問して調理や掃除などを利用者とともにいき、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。身体介護が必要な方には、従来型の訪問サービスを提供します。みたかふれあい支援員は、身体介護を除く訪問サービスに従事します。



●通所型サービス

デイサービス事業所で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどのサービスが日帰りで受けられます。身体介護が必要な方には、従来型の通所サービスを提供します。



◆総合事業のサービスの利用

対 象

要支援 1・2 の方、「みたか日常生活チェックシート」により総合事業対象者と判定された 65 歳以上の方

申込方法

お住まいの地区の地域包括支援センター(14 ページ参照)にご連絡ください。同センターでチェックシート(生活機能について調べる 25 項目の質問)を実施します。その結果を踏まえて、同センターの職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認しながら、サービス利用計画を作成します。

※ 総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です。

問合せ

高齢者支援課 高齢者相談係 ☎ 29-9272

